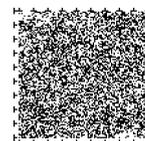
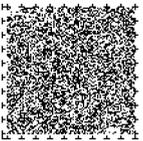


第4期福生市バリアフリー推進計画

福 生 市





はじめに

少子社会と超高齢社会が同時に進行する中で、高齢者や障害のある方、子ども等を含めた全ての市民が安心して安全に暮らせるまちづくりを実現することが重要となっています。

この度、平成28年3月に策定した「第3期福生市バリアフリー推進計画」は、その計画期間5年間で満了いたします。

この間、バリアフリーやユニバーサルデザインの理念を踏まえて、計画の基本理念である「市民が互いを尊重し、ルール

やマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」の実現に努めてまいりました。

「第4期福生市バリアフリー推進計画」は、これまでの基本理念を引き継ぎ、全ての人々が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障され、安心して安全に快適に住み続けることができる地域社会の実現や、そのための環境整備を目指し、バリアフリーの推進に努めるために策定いたしました。

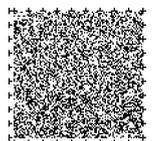
また、ハード面のみならず、ソフト面におけるバリアフリーの推進にも努め、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及啓発を推進してまいります。皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

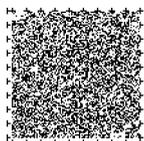
結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました福生市地域福祉推進委員会の皆様をはじめ、パブリックコメントなどにおいて御協力いただきました市民、関係者の方々に心から感謝を申し上げます。

令和3年3月



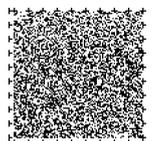
福生市長 加藤 育男





目 次

第 1 章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 バリアフリー関連法等の制定経緯.....	2
4 計画の期間.....	3
第 2 章 福生市の現状	5
1 人口動態.....	5
2 高齢者の状況.....	6
3 障害のある人の状況.....	7
4 子どもの状況.....	9
5 これまでの福生市バリアフリー推進計画の取組.....	10
第 3 章 計画の基本的考え方	13
1 基本理念.....	13
2 計画の基本目標.....	14
3 バリアフリーの推進における考え.....	15
4 計画の体系.....	20



第4章 分野別推進計画..... 21

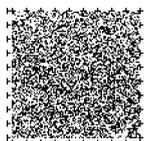
基本目標1 施設等のバリアフリー.....	21
分野1 道路.....	21
分野2 駅.....	26
分野3 建築物.....	28
分野4 都市公園.....	33
分野5 学校施設.....	35
基本目標2 心のバリアフリー.....	36
分野1 学校教育と生涯学習.....	36
分野2 環境整備.....	38
基本目標3 情報のバリアフリー.....	40
分野1 情報.....	40

第5章 計画の推進..... 43

1 計画推進のための環境整備.....	43
2 計画の進行管理.....	43

資料編

1 用語解説.....	45
2 福生市地域福祉推進委員会条例.....	48
3 福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議設置要綱.....	50
4 計画策定までの経過.....	53





計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

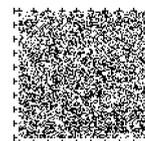
少子高齢社会が進行する中で、ユニバーサルデザインの理念に基づくまちづくりを推進し、高齢者や障害者、子ども等すべての市民が安心して安全に暮らせるまちづくりが重要となっています。

国においては、平成 23 年 3 月に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）」に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標設定等が行われました。また、平成 25 年には、日常生活等に必要不可欠な交通手段の確保や、高齢者、障害者等の円滑な移動のための施策等、国及び地方公共団体が講ずるべき基本的施策について定める「交通政策基本法」が施行されました。平成 30 年 5 月には「バリアフリー法」が改正され、市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが明記されました。

東京都においては、「東京都福祉のまちづくり条例」や「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」を制定するとともに、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を作成し、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準を定め、東京都全体のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進しています。更に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けて、バリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進しています。

本市においては、平成 28 年 3 月に『第3期福生市バリアフリー推進計画』を策定し、すべての人にやさしい施設の整備や、すべての人がバリアフリー化の促進について理解し協力を惜しまない社会の実現を目指して計画を推進してきました。また、『第5期福生市地域福祉計画』では、「すべての人が、住み慣れた地域の中で安心して明るく心健やかに暮らせる、人と人とのつながり・支え合いのあるまちづくり」を基本理念に掲げ、だれにもやさしい安全なまちづくりを進めています。

この度『第3期福生市バリアフリー推進計画』の計画期間が終了を迎えるため、これまでの取組や福生市の現状を踏まえ、『第4期福生市バリアフリー推進計画』を策定します。



2 計画の性格と位置づけ

本計画は、市民、民間事業者及び行政の協働により、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての市民が道路や公園、市の建築物、鉄道の駅舎などの公共施設や市民の多くが利用する民間事業所、店舗等を円滑に利用できるまちを目指すとともに、すべての市民が個性や人権を尊重され、自由に参加することができる社会の実現を目指し、策定します。

『福生市総合計画（第5期）』の主要な計画として策定します。

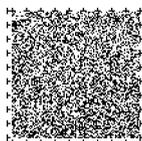
そのほか、『第6期福生市地域福祉計画』など、市が策定した各種計画等との整合・連携を図ります。

「改正バリアフリー法」や「東京都福祉のまちづくり条例」との整合・連携を図ります。

3 バリアフリー関連法等の制定経緯

これまでの主なバリアフリー関連法等の制定経緯は、次のとおりです。

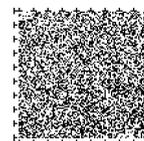
	バリアフリー関連法等の制定経緯
昭和23年 (1948)	国連総会において「世界人権宣言」が採択された。宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」旨を確認している。
昭和35年 (1960)	日本では「障害者の雇用の促進等に関する法律」が制定された。
昭和36年 (1961)	アメリカがバリアフリーデザイン基準を制定。
昭和43年 (1968)	アメリカがバリアフリー法を制定。
昭和45年 (1970)	日本では「障害者基本法」が制定された。この法律は、障害のある人のための施策に関し基本原則を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害のある人のための施策の基本事項を定めている。
昭和48年 (1973)	アメリカでリハビリテーション法が改正され、連邦政府資金が投入された事業に関して障害のある人が不利となることを禁止した。
昭和49年 (1974)	国連障害者生活環境専門家会議がバリアフリーデザインに関する報告書を作成。
昭和50年 (1975)	国連総会において「障害者権利宣言」が採択された。宣言は、「障害者が等しく人間としての尊厳を尊重され、平等の権利を有し、社会への完全参加と実質的平等が確保されるべき」旨を定めている。
昭和60年 (1985)	アメリカノースカロライナ州立大学デザイン学部ユニバーサルデザインセンター創始者ロナルド・メイス氏がこの頃から「ユニバーサルデザイン」を提唱。

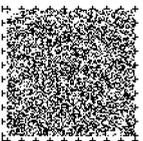


年次	バリアフリー関連法等の制定経緯
平成2年 (1990)	アメリカが障害者法を制定。障害を理由に差別することが禁止された。また、この法律は、建築物も対象とされた。
平成5年 (1993)	国連総会において「障害者の機会均等化に関する標準規則」が採択された。この規則では、「雇用の分野における法律と規則は障害のある人々を差別してはならず、その雇用に関して障壁を設けてはならない。」としている。
平成6年 (1994)	日本で「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」（いわゆる「ハートビル法」）が制定された。
平成7年 (1995)	東京都が「福祉のまちづくり条例」を制定。この条例及び施行規則の制定により、公共施設をはじめ、不特定多数の人が利用する各都市施設の整備基準が設けられた。
平成12年 (2000)	日本で「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「交通バリアフリー法」）が制定された。
平成14年 (2002)	日本で「身体障害者補助犬法」が制定された。この法律の制定により、公共施設や事業所、公共交通機関等における補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）の使用または同伴が可能となった。
平成18年 (2006)	日本で「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」が統合され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）が制定された。
平成23年 (2011)	バリアフリー法に基づき、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が告示された。
平成30年 (2018)	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の一部を改正（改正バリアフリー法）

|| 4 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。







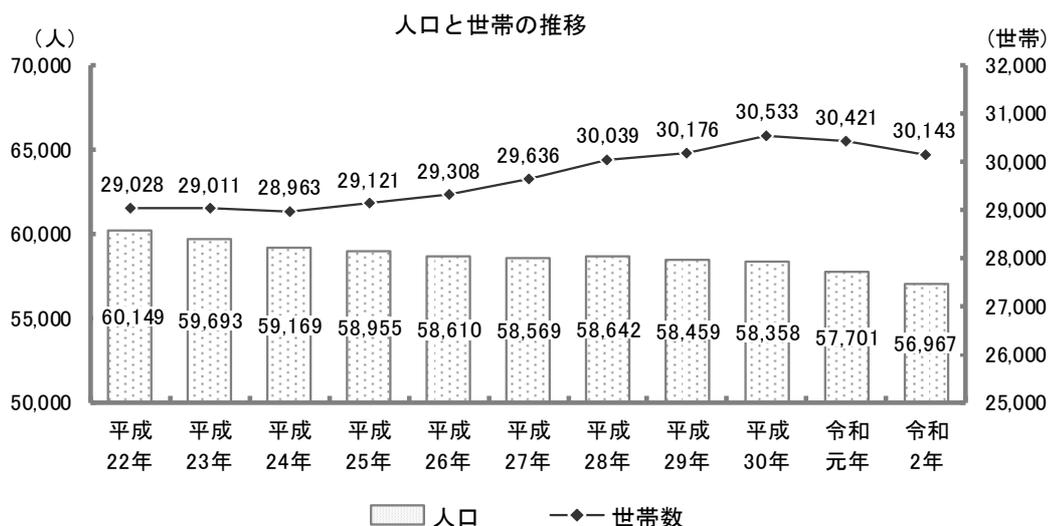
福生市の現状

1 人口動態

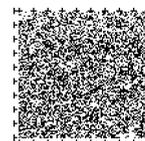
(1) 人口と世帯の推移

福生市の住民基本台帳人口の推移をみると、年々減少が続いており、令和2年には56,967人となっています。また、世帯数については、増加傾向にあり、令和2年には30,143世帯となっています。

人口が減少し世帯数は増加している結果、1世帯当たりの平均人員数は平成22年の2.1人から令和2年の1.9人へと減少しています。

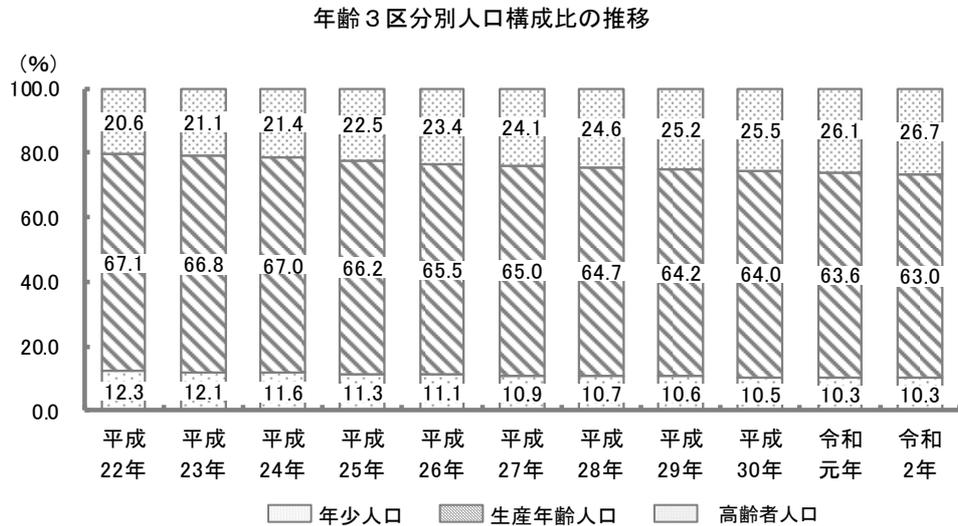


資料：福生市資料（各年10月1日現在）



(2) 年齢3区分別人口構成比の推移

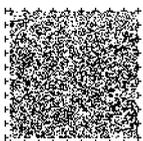
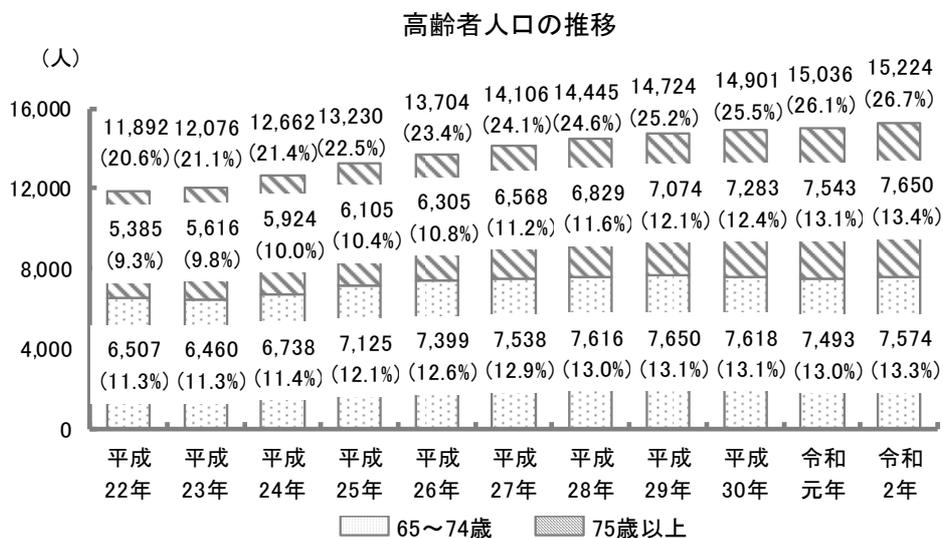
年齢3区分別の人口の推移をみると、平成22年以降年々年少人口の割合が減少し、高齢者人口の割合が増加しており、令和2年には年少人口10.3%、高齢者人口は26.7%となっています。



2 高齢者の状況

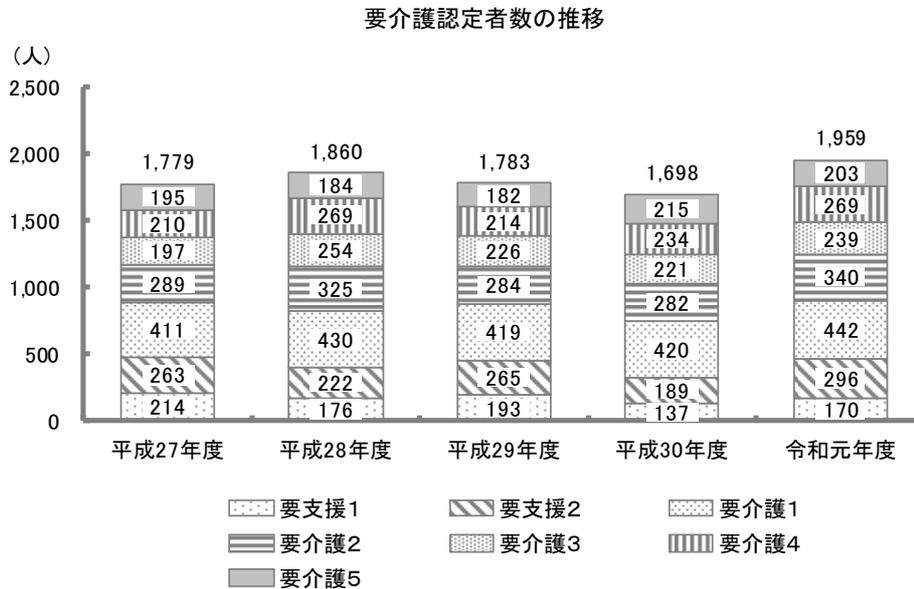
(1) 高齢者人口の推移

高齢者人口の推移をみると、増加傾向にあり、令和2年には福生市の総人口の26.7%、15,224人となっています。また、平成22年からみると、前期高齢者（65～74歳）よりも後期高齢者（75歳以上）の増加の伸びが大きくなっています。



(2) 要介護認定者数の推移

要介護認定者数の推移については、平成28年度から平成30年度にかけて減少していましたが、令和元年度に増加し1,959人となっています。

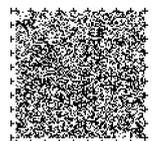
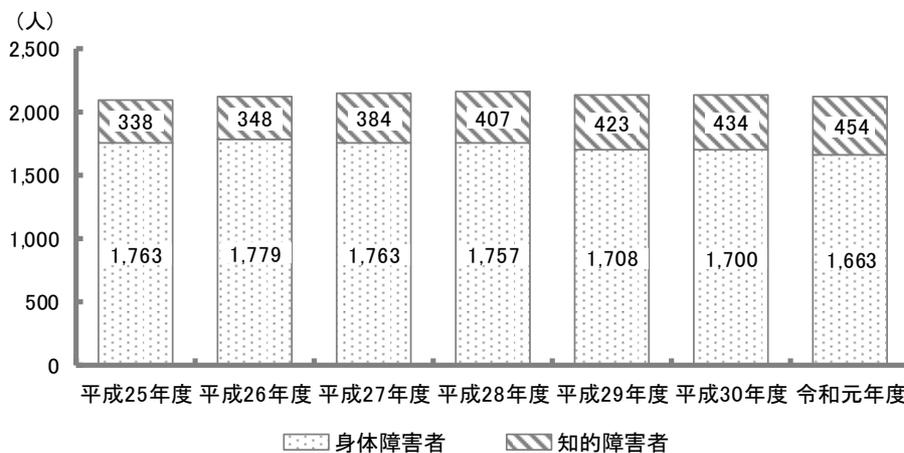


3 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳登録者数、知的障害者「愛の手帳」登録者数の推移

身体障害者手帳登録者数、知的障害者「愛の手帳」登録者数の推移は、下図のとおりです。身体障害者数は年々減少し、知的障害者は増加傾向にあります。

身体障害者手帳登録者数、知的障害者「愛の手帳」登録者数の推移



(2) 身体障害者（児）手帳登録者数

令和元年度における身体障害者（児）手帳登録者数は、肢体不自由が 787 人、視覚障害が 135 人、聴覚障害・言語障害が 183 人、内部障害が 558 人、合計で 1,663 人となっています。

障害別・等級別にみた身体障害者（児）手帳登録者数

単位：人

等級	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害・言語障害	内部障害	計
1級	137	40	0	355	532
2級	153	47	47	8	255
3級	151	6	44	50	251
4級	240	12	42	145	439
5級	66	23	0	0	89
6級	40	7	50	0	97
計	787	135	183	558	1,663

※内部障害は、呼吸器・心臓・腎臓・膀胱・直腸・小腸機能・免疫・肝臓障害の合計

資料：事務報告書（令和元年度）

(3) 知的障害者の状況

令和元年度における知的障害者登録者数は、1度（最重度）が 12 人、2度（重度）が 97 人、3度（中度）が 104 人、4度（軽度）が 241 人、合計で 454 人となっています。

程度別にみた知的障害者（愛の手帳）登録者数

単位：人

1度(最重度)	2度(重度)	3度(中度)	4度(軽度)	計
12	97	104	241	454

資料：事務報告書（令和元年度）

(4) 精神障害者の状況

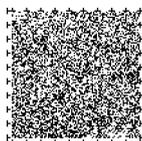
令和元年度における精神障害者保健福祉手帳交付状況は、1級が 36 件、2級が 316 件、3級が 180 件、合計で 532 件となっています。

等級別にみた精神障害者保健福祉手帳交付数【福生市分】

単位：件

1級	2級	3級	計
36	316	180	532

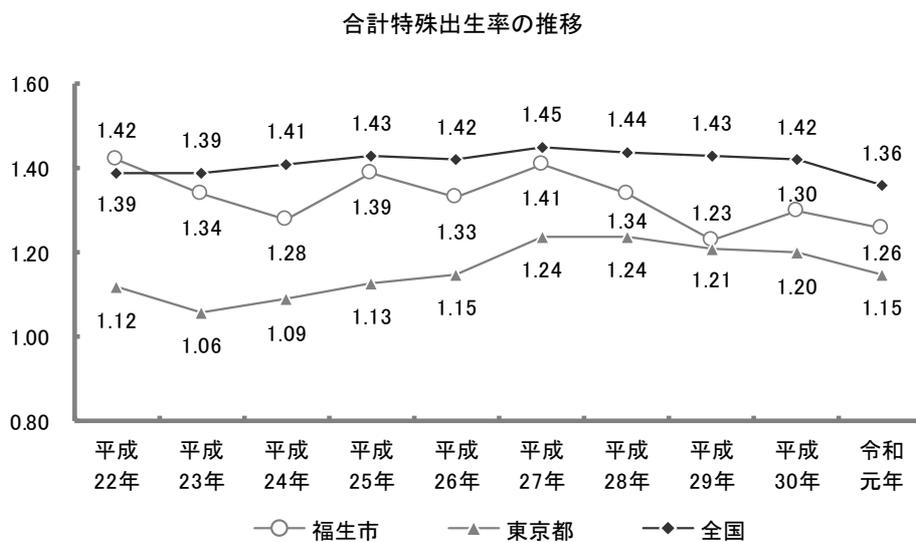
資料：東京都 中部総合精神保健福祉センター（令和元年度）



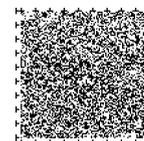
4 子どもの状況

(1) 合計特殊出生率

女性が一生の間に出産する子どもの数を表す合計特殊出生率の推移をみると、平成22年の1.42から増減を繰り返しながら推移し、令和元年には1.26となっています。平成23年以降、本市の合計特殊出生率は、全国より低いものの東京都よりも高い水準で推移しています。



資料：人口動態統計



|| 5 これまでの福生市バリアフリー推進計画の取組

(1) 施設等のバリアフリー

本市では、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を踏まえた道路整備や、公園における「だれでもトイレ」や障害者用駐車スペースの確保など、道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、不特定多数の市民が利用する民間事業所のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進してきました。

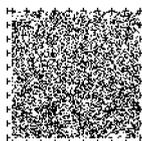
福生市高齢者生活実態調査結果（令和元年）をみると、外出する際の移動手段について、一般高齢者は「徒歩」が7割台半ばで最も多く、次いで「電車」、「自転車」と続きます。

福生市障害者生活実態調査結果（令和元年）をみると、外出の手段については、身体障害者、知的障害者、難病患者は「自家用車」、精神障害者は「徒歩」が最も多くなっています。

徒歩で移動する高齢者や障害者が多いなか、円滑に移動できる歩行環境を整備していくことが必要です。

高齢者や障害者は、外出や外出先での移動が困難となることがあります。障害の有無に関わらず、移動できるよう環境の整備に取り組む必要があります。

また、施設が建設された後では改善が困難であるため、構想段階から十分な市民参加の機会を設け、施設の主な利用者、高齢者、障害者等の幅広い市民より意見を伺い、反映していくことが重要です。



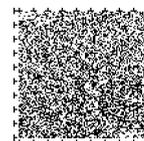
(2) 心のバリアフリー

本市では、「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」を目指し、児童・生徒の人権意識を高める人権教育を推進するとともに、地域福祉講座の開催などを通じて、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及を進めてきました。

福生市障害者生活実態調査結果（令和元年）をみると、障害又は難病が原因で人権を損なう扱いを受けた経験については、知的障害者の「差別用語が使われた」（20.3%）、精神障害者の「暴言・暴力による虐待を受けた」（20.4%）と「希望する仕事に就職できなかった」（17.4%）の割合が多くなっており、障害に対する理解を更に深めていく必要があります。

今後も、福祉への関心や理解を高めるために、地域福祉に関する学習の場や体験学習の機会づくりの充実を図り、福祉教育の活動を広げていくなど、心のバリアフリーに関する意識啓発の推進に取り組む必要があります。

また、だれもが安心して地域で暮らせるように、そして支援を必要とする人が必要なサービスを受けることができるように、ユニバーサルデザインの理念を理解した上で、市民にはどのようなニーズがあるのか、何が問題となっているのかなどの情報を共有し、施策を推進していく必要があります。



(3) 情報のバリアフリー

広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めるなど、市が発信する情報を市民のだれもが適切に受け取れるよう、情報提供手段に配慮した取組を進めてきました。

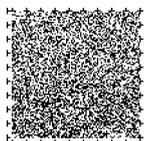
福生市障害者生活実態調査結果（令和元年）をみると、市の行事、福祉、保健に関する情報を知る手段については、「市の広報・ホームページ・情報メール」の割合が最も多くなっており、次いで「市役所」、「家族・親族」の順となっています。

また、市に期待することについては、「障害福祉サービスに関する情報提供」と「災害時の対応に関する情報提供」の割合が多くなっています。

情報提供については、広報紙・ホームページ等を活用していますが、情報が散在しており、住民が求めている情報にたどりつきにくくなっている現状があります。

このため、支援が必要な人への情報提供の充実や様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。

また、視覚障害者や聴覚障害者など情報を収集することが困難な方もいます。障害の有無に関わらずだれもが円滑に情報を確認できるよう、様々な媒体において情報発信を工夫する必要があります。





計画の基本的考え方

1 基本理念

バリアフリーという言葉からは、高齢者や障害者を連想します。その根底にあるのは、「生命に対する尊厳」、「すべての人が助け合いながら、共に生きていくべきである」という考え方です。

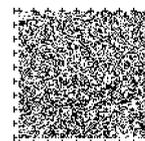
これまで、障害のある人も、また幼い子どもから高齢者まで、すべての人が自由に安心して行動できる社会をつくり、すべての人が等しく行政サービスを楽しむことを目指し、バリアフリー推進計画の基本理念を「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」とし、市民一人ひとりが互いを尊重し合い、ハードとソフトの両面から社会に存在する障壁（バリア）を取り払う取組を進めてきました。

少子高齢社会が更に進行する中で、高齢者、障害者、子育て世代等、多様な市民の社会参加の機会を保障し、ユニバーサルデザインの理念に基づく社会資本の整備が必要かつ重要となってきています。

その中で、すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びこのための環境の整備を目指し、これまでの基本理念を本計画においても引き継ぎ継承し、バリアフリー等推進の目標としていきます。

【基本理念】

『市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち』



|| 2 計画の基本目標

基本理念が示す「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」づくりを実現するための基本目標を、次の3つとし、施策の方向を明らかにするとともに、その総合的な推進を図ります。

基本目標 1 施設等のバリアフリー

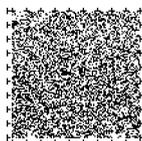
市民のだれもが不自由なく生活できるよう、道路、公園、建築物等の市の公共施設や鉄道駅、民間施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザインを推進します。

基本目標 2 心のバリアフリー

福祉への関心や理解を深めることで、すべての人の人権を尊重し、市民が互いを理解し、すべての市民が安心して社会と関わることができるまちを目指します。

基本目標 3 情報のバリアフリー

市民のだれもが発信する情報を適切に受け取れるよう、特に情報を得ることが困難な市民のために、情報提供手段に配慮した取組を進めます。



3 バリアフリーの推進における考え

(1) 合理的配慮について

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

合理的配慮とは、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）が求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別のやり方を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切であり、その内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

本計画においても、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現に向けて、必要かつ合理的な配慮が提供されることを基本的な考えとしていきます。

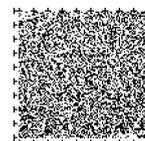
対象となる「障害者」とは？

ここでいう「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことだけではありません。

身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他の心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

対象となる「事業者」とは？

ここでいう「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどを繰り返し継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。



(2) バリアフリーとユニバーサルデザイン

バリアフリーとは、障壁（バリア）を除去するという意味であり、生活上の困難を抱える障害者や高齢者等を対象に、その人にとっての物理的あるいは社会的、制度的、心理的なバリアを除去しようという考え方です。

これに対し、ユニバーサルデザインは、障害の有無や年齢、国籍、性別にかかわらず、様々な人が気持ちよく使えるように、できる限りはじめからバリアのないデザインにしようという考え方です。

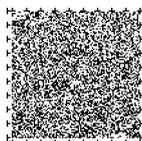
バリアフリーとユニバーサルデザインは、ハード整備とソフト事業の2種類に分けられます。ハード整備とは、物理的に都市基盤や建物、乗り物、構造物等を整備することを指し、ソフト事業は心の啓発（教育）と言われています。

物や施設などのハード面のバリアフリー・ユニバーサルデザインが整備されたとしても、サービスを提供する人の心のやさしさや思いやりがなければ、本当の意味でのバリアフリー・ユニバーサルデザインにはなりません。

本計画においては、バリアフリーとユニバーサルデザインを次のとおり整理します。

	種 類	内 容	対 象 者
ハード 整備	バリアフリー	障害者や高齢者の使いやすいよう施設等を整備する。	障害者や高齢者等
	ユニバーサル デザイン	できる限りはじめ（設計段階）から、様々な人が使いやすいようにデザインする。	すべての人
ソフト 事業	心のバリアフ リー・ユニバー サルデザイン	心のやさしさや思いやりにより、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	すべての人
	情報のバリ アフリー	情報手段に特化して配慮し、ハード整備だけでは足りない部分を補う。	

バリアフリーとユニバーサルデザインを推進するには、ハード面においてもソフト面においても、行政や事業者、市民がそれぞれの役割を認識し、基本理念が示す「市民が互いを尊重し、ルールやマナーを守りながら、自由に行動し、かつ、活動できるまち」の実現を目指すことが重要です。



(3) 行政の役割

施設等のバリアフリー及びユニバーサルデザイン

① 施設の新設

道路、公園、建築物等個々の公共施設については、すべての市民が支障なく利用できるよう、設計の段階からユニバーサルデザインの徹底を図ります。

② 既存施設の整備

a) 市民の利用に支障のある既存施設

市民の利用に支障をきたす既存施設については、その解消を図るため、施設の改良に努めます。

b) 施設の改築時等におけるバリアフリー

施設の改築、改良、改修の際には、バリアフリー化に努めます。

c) 簡易な工事等

施設の段差解消、手すりの設置、トイレの改良等の簡易な工事については、速やかにその対応を図ります。

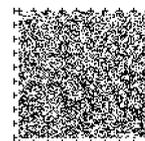
③ 連続性のあるバリアフリールート確保

市民の多くが利用する公共施設や公園等については、その周辺の道路、公共交通施設等を結ぶルートでのバリアフリー整備とその連続性の確保に努めます。

このため、建築物や公園等の整備の際には、周辺道路等の整備など地域一体の整備に配慮します。

④ 施設の整備基準

市の施設の新設、改築、改良、改修の際には、「バリアフリー法」及び「東京都福祉のまちづくり条例」、その他関連法令に基づく整備基準を準用かつ遵守するとともに、整備対象となる施設の種類や用途、当該施設の状況に配慮した設計に努めます。



心のバリアフリー・ユニバーサルデザイン

市民の一人ひとりが互いを尊重し、ルールやマナーを守りながらすべての人が自由に行動し、かつ、活動できるよう、学校教育や生涯学習、また、各部署における施策や事業を実施する中で、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

情報のバリアフリー

市の情報等を確実、かつ、適切に市民へ提供できるよう、高齢者や障害のある人等に配慮した情報提供手段の充実に努めます。

また、災害時においては、地域住民や関係機関と連携・協力し、速やかに情報を提供できるよう、体制の整備を図ります。

(4) 事業者の役割

施設等のバリアフリー及びユニバーサルデザインの徹底

不特定多数の市民が利用する民間施設については、市民が利用し、または移動する際の支障とならないよう、施設のバリアフリー及びユニバーサルデザインの徹底に努めることが求められます。

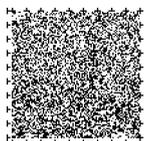
また、「バリアフリー法」及び「東京都福祉のまちづくり条例」など、施設整備関連の規制法令等の遵守が期待されています。

看板、商品その他物品の撤去

道路上に看板、商品その他物品が置かれている場合は、市民が移動する際の支障となるばかりか、交通安全の面からも危険なため、ただちに撤去することが求められます。

高齢者や障害のある人等への配慮

施設の整備のほか、高齢者や障害のある人等が円滑にサービスを受け、または買い物などができるよう、案内板、看板、商品価格、サービス料等のわかりやすい表示に努めるなど、市民が利用しやすい事業所、店舗等を目指した環境づくりへの配慮が期待されています。



(5) 市民の役割

心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

① 人権啓発の取組

地域での活動、市民活動等を通じて、一人ひとりの個性や特性を尊重できるよう、明るい地域社会の実現が求められます。

② 思いやりと配慮

市民が外出した際に、高齢者や障害のある人等が困っている様子が見受けられる場合は、声をかけるなど、状況に応じた思いやりと配慮のある対応について求められます。

また、地域の高齢者や障害のある人への日常における支援や、地域の行事等への参加の配慮が期待されています。

ルールとマナーの遵守

① 放置自転車等の根絶

道路上への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならない配慮が求められます。

② 自動車の駐車、停車及び運転マナー

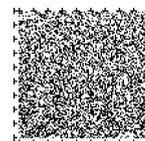
歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、「道路交通法」(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めることが求められます。

③ 樹木、植栽等の剪定

歩行者の安全を図るため、樹木の枝や植栽などが宅地から道路側に出ないように、適切な樹木、植栽等の管理について配慮することが求められます。

情報の伝達

市の情報等には、災害情報など緊急を要するものや日常生活に直接関係する情報もあります。このため、市民にも、災害時や日常生活において、近隣の高齢者世帯、障害者世帯への情報提供の協力が求められます。

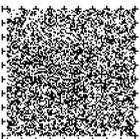


4 計画の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 分野 〕





分野別推進計画

基本目標 1 施設等のバリアフリー

分野 1 道路

【現状と課題】

① 道路の状況と分類

本市の道路率(行政面積に対する道路総面積の割合)は11.1%と三多摩地区の平均値や東京都全域の平均値を大幅に上回り、舗装率もほぼ100%です。

しかしながら、幅員5.5m未満の市道も多く、歩道が設置されている市道は21.0%(市道総延長に対する割合)で、防護柵が設置されている道路の割合が13.5%という状況です。市域には幅員の狭い生活道路が密集している状況となっています。

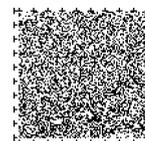
市内の道路を大きく分類すると、国道16号や新奥多摩街道など「歩道のある幅員の広い幹線道路」、旧奥多摩街道や旧五日市街道など「簡易な狭い歩道のある幹線道路」、「歩道のない地域内生活道路」、「歩行者専用道路」の4つに分けることができます。このうち、「簡易な狭い歩道のある幹線道路」は、車いす利用者にとって、最も通行に支障があります。

② 狭い道路、狭い歩道の改善

市道の多くを占める「歩道のない地域内生活道路」は、歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等の安全確保のため、車両のスピード抑制、歩行者通行空間の明示など、歩行者の通行を優先する道路整備を進めることが課題となっています。また、防護柵、カーブミラー、安全標識、電柱等が車いす利用者の通行に支障となる場合もあり注視していくことも必要です。

「簡易な狭い歩道のある幹線道路」は、マウントアップ部分の改良工事がほぼ終了し、改善が図られていますが、車いすでの利用には幅員が狭く困難な状況も残っているため、歩道の拡幅やセミフラット化が今後の課題となっています。

なお、「歩道のある幅員の広い幹線道路」については、平成20年度から平成28年度にかけて、田園通り(市道幹線Ⅱ-18号線、市道幹線Ⅱ-20号線)、加美立体通り(市道幹線Ⅱ-19号線)など、歩道の拡幅、セミフラット化を進めました。



③ 連続性と計画的整備

市内すべての道路のバリアフリー化を図るには多額の経費と長い年月が必要であり、現状では不可能に近い状況です。このため、例えば駅から主要な公共施設までの経路など、路線の重要度や緊急性を考慮して集中的に整備し、車いす利用者が目的地に支障なく到達できる経路をひとつは確保する取組が必要です。

なお、道路管理は、国、都、市の三者が所管し、鉄道、バスなどの公共交通機関も関係していることから、整備推進の手法については、関係機関相互の十分な検討、調整が必要です。

④ 駅周辺の道路状況（道路から鉄道駅へのアクセス）

拜島駅では、平成17年度から福生市、昭島市及び鉄道事業者により南北を連絡する自由通路と橋上駅舎の整備工事を施工し、平成21年度にすべての工事が完了しました。南北を連絡する自由通路は、エレベーター及びエスカレーターが設置され、車いす、ベビーカー利用者や高齢者の方など利用者の利便性が向上しました。

平成29年度には昭島市による南口駅前広場地下を利用した自転車等駐車場、南口駅前広場を含む昭島都市計画道路3・4・2号江戸街道線の整備が完了しました。

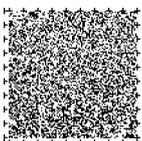
牛浜駅は、地元や利用者などからバリアフリー化の必要性が高まり、平成23年度から福生市と鉄道事業者による駅舎及び自由通路の整備を行い、平成24年度に駅前広場を含むすべての工事が終了しました。東西を結ぶ自由通路はエレベーター及びエスカレーターが設置され、利便性が大幅に向上しました。

東福生駅は、乗降客数が3,000人（想定数）を超え、エレベーター設置の対象となりました。エレベーター設置などのバリアフリー化に向けて令和2年度に鉄道事業者と協定を締結し、調査等を実施しており、今後も鉄道事業者と協議を行っていきます。

熊川駅は、駅舎や駅周辺の道路も含めスペース上の問題があり、関係機関との一体的な検討が必要となっています。

⑤ バス停留所のバリアフリー化

最近では、高齢者や障害のある人のバスの乗り降りに支障がないよう、ノンステップバスの導入が進められていますが、バス停留所が未整備の場合は、せっかくの車両整備も効果がありません。このため、道路の整備に併せて、バス停留所のバリアフリー整備が必要です。



【施策の方向】

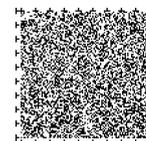
だれもが利用しやすく、市内のどこへでも自由に移動できるような道路づくりを進めます。

【主要施策】

(1) 歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくり

すべての歩行者が安心・安全に歩行や移動ができるよう、歩道の平坦性と連続性の確保に努め、特に交差点や車の乗り入れ部分の傾斜、段差などの解消に配慮し、歩行や移動に困難が伴う市民の立場に配慮した歩行空間の整備を、公共交通機関とも連携しながら進めます。

項目	内容	所管課等
①歩道の整備	歩道確保が可能な幅員の道路については、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」に定められている整備基準に基づき、高齢者や障害のある人等が支障なく利用できる歩道づくりを進めます。	道路下水道課
②簡易な歩道がある道路の整備	簡易な歩道がある準幹線道路のマウントアップ歩道については、路面排水や歩道が片側のみにあるか、または両側にあるかなどの状況、ガードレールの設置状況、自動車交通量などを考慮し、可能な限り平坦な歩道づくりに努め、道路の状況に応じた歩道の高さについては、一定の基準を設けることにより、車いすやシルバーカー、ベビーカー利用者をはじめ、すべての歩行者が安心して歩くことができる歩道づくりを進めます。	道路下水道課
③幅員の狭い生活道路の整備	歩車共存道路として、歩行者、車いす、ベビーカー利用者等が安全で円滑に通行できるよう、車両速度の抑制や、歩行者の安全対策としてイメージランプや注意喚起などの路面標示、外側線の内側を彩色し歩行空間を明示することなど、段差や支障物をできるだけ設置しない方向での整備を進めます。安全対策としての防護柵、カーブミラー、安全標識等は、車いす利用者の通行にも考慮して設置します。	道路下水道課
④バス停留所の整備	高齢者や障害のある人、ベビーカー利用者等のバスの乗り降りには、十分なスペースの確保と整備が必要であり、ノンステップバスやリフト付きバス等の車両の導入が進められているため、バス停留所のバリアフリー化を推進します。なお、歩道幅員が不十分な道路や歩道がない道路のバス停留所については、現況に応じて対応可能なバリアフリー化に努めます。	道路下水道課
⑤休憩スポット、ベンチ等の整備	高齢者や障害のある人にとって、長い距離を歩くことには困難が伴うため、沿道に公園などが無い市の幹線道路には、休憩スポット、ベンチ等の設置に努めます。	道路下水道課



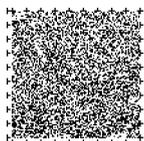
項目	内容	所管課等
⑥バリアフリー対応型信号機の整備	高齢者や障害のある人等が道路を横断するには危険を伴うため、音声式信号機や色弱者にとって色の識別がしやすい信号機の設置、車いす利用者や児童が利用しやすい押しボタン式信号機の設置、押しボタンを押すことができない障害のある人等のための交通弱者用信号機設置を東京都に要望していきます。	道路下水道課
⑦道路標識等案内表示の設置	道路標識等案内表示については、歩行者の安全確保を図るため、福生市公共サイン整備方針等に基づき、見やすく、わかりやすいものに整備します。	道路下水道課
⑧道路占有者、市民への啓発	電気通信・ガス・電力関連事業者などの道路占有者や市民に、歩行者、車いす利用者の視点に立った道路づくりへの協力を要請します。	道路下水道課
⑨無電柱化の整備	道路上の電線類を地中に埋設し、電柱や電線類をなくすことにより、災害時の電柱倒壊をなくし、歩行者や車椅子利用者が安全に通行しやすくなります。	道路下水道課

(2) 区域等を定めた道路づくり

項目	内容	所管課等
①福生駅を中心とする区域の整備	東西の駅前広場の整備や駅周辺の一体的な面的整備、保健センターに至るまでの富士見通りの整備を進めます。また、西口から福生中央体育館までの経路や周辺の生活道路については、中福生公園付近の歩道改良を東京都に要望します。	道路下水道課
②牛浜駅を中心とする区域の整備	市民会館、中央図書館など公共施設への経路や周辺の生活道路について、歩行者安全対策、案内標識などの整備を行い、わかりやすく、安全で快適な道路づくりを進めます。	道路下水道課
③拝島駅を中心とする区域の整備	拝島駅への経路となる主要な市道のバリアフリー等を図っていきます。なお、それらの道路の中には、幅員の関係で整備が困難なものもありますが、現況に応じて工夫し、可能な限り、歩行者や車いす利用者等が通行しやすい道路整備に努めていきます。	道路下水道課
④熊川駅、東福生駅を中心とする区域の整備	駅舎の改良等は具体的な計画が未定であるため、周辺の道路状況を調査し、必要に応じバリアフリー化、案内標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	道路下水道課

(3) 幹線道路のバリアフリー整備

連続性のあるバリアフリールートを実現するためには、市内の生活関連施設と接続する幹線道路の面的・一体的なバリアフリー化が重要であるため、市道幹線について、道路の状況に応じ、順次バリアフリー化を図ります。



(4) バリアフリー型信号機やエスコートゾーンの整備

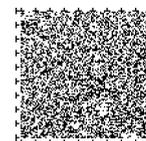
駅やその周辺の主要な道路等に、視覚障害者が安全かつ円滑に歩行できるように、バリアフリー型信号機及び横断歩道上のエスコートゾーンの整備を推進します。

(5) 市民参加による道路のバリアフリー等

項目	内容	所管課等
①看板、商品その他物品の撤去	道路上に看板や商品その他物品を置かないよう、商店会等を通じて事業者に協力を求めています。	道路下水道課
②放置自転車等の根絶	道路及び歩道への自転車等の放置をなくし、高齢者や障害のある人等の通行の妨げとならないようPRします。 特に福生駅周辺は、銀行や商店などへの来客の自転車と放置自転車等との区別がつかない場合もあり、事業者の協力を得ながら、駐輪マナーの徹底、放置自転車等の根絶に努めています。	道路下水道課
③自動車の駐車、停車及び運転マナー	歩道のない道路における自動車の走行や駐車、停車にあたっては、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他関係法令を遵守するとともに、市民の通行に配慮したやさしい運転マナーに努めるよう、福生警察署並びに交通安全推進委員会、その他関係機関と連携・協力し、PRに努めています。	道路下水道課
④樹木、植栽等の剪定	樹木の枝や植栽などを宅地から道路側に出さないよう、市民に定期的な樹木、植栽等の刈り込みについて、協力を求めています。	道路下水道課

(6) その他の道路整備

項目	内容	所管課等
①国道及び都道のバリアフリー整備を要請	国道及び都道については、整備状況、今後の整備計画等を把握のうえ、必要に応じて国や東京都に対し、道路のバリアフリー整備を要請します。	道路下水道課



分野2 駅

【現状と課題】

福生駅については、平成16年度に東口のペDESTリアンデッキやエレベーターの整備に引き続いて駅構内のエレベーター及びだれでもトイレも設置され、西口のプチギャラリーのエレベーターと併せ整備が完了しました。

牛浜駅については、平成23年度から整備工事を開始し、東西を結ぶ自由通路の整備とエレベーター、エスカレーターの設定によるバリアフリー化を行い、平成24年度に整備が完了しました。

拝島駅については、南北の自由通路の設定及び駅舎の橋上化に伴うエレベーター、エスカレーターの設定等、バリアフリー対応を進めました。平成20年度には、南口階段部の整備を行い、平成21年度には自由通路工事が完了しました。また、平成26年度には八高線乗りホームに昇降式ホームドアが設置されました。

しかしながら、熊川駅及び東福生駅については、まだエレベーターやエスカレーターが未設置であり、高齢者や障害のある人等が駅を利用する際には支障をきたしています。乗降客数が3,000人（想定数）を超え、エレベーター設置の対象となった東福生駅では、エレベーター設置などのバリアフリー化に向けて令和2年度に鉄道事業者と協定を締結し、調査等を実施しており、今後も鉄道事業者と協議を行っていきます。また、熊川駅については、駅舎や駅周辺の道路も含めスペース上の問題があり、関係機関との一体的な検討が必要となっています。

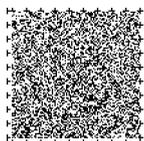
【施策の方向】

すべての市民にとって利用しやすい鉄道駅となるように、市内全駅のバリアフリー整備を図ります。

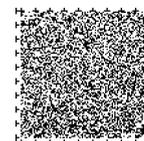
【主要施策】

(1) 駅の整備の推進

項目	内容	所管課等
①福生駅等の整備	福生駅は、市の中心の駅であり、市の顔とも言えることから、西口周辺開発など駅周辺の整備に合わせ更に整備を進めます。	道路下水道課
②牛浜駅の整備	市民会館や福生野球場、中央図書館などの市の主要な公共施設へのアクセス道路のバリアフリー化や駅周辺道路の整備を進めます。	道路下水道課
③東福生駅の整備	エレベーターの設定などバリアフリー化に向けて検討を行います。	まちづくり計画課



項目	内容	所管課等
④熊川駅の整備	必要に応じバリアフリー化、誘導標識の設置など現状で対応可能な整備を進めます。	まちづくり 計画課
⑤鉄道事業者への要望、要請	駅のバリアフリー化を進めるため、鉄道事業者への継続した要望、要請に努めていきます。	まちづくり 計画課
⑥バリアフリー法に基づく基本構想の作成	駅周辺の一体的な市街地開発事業を計画する場合などにおいては、バリアフリー法に基づく「基本構想」を作成し、駅及び周辺道路、広場等の重点的なバリアフリー等を推進します。	社会福祉課 まちづくり 計画課



分野3 建築物

【現状と課題】

平成24年度に、わかざり会館改良工事を実施し、身体障害者対応のエレベーター（11人乗り）の新設をはじめ、授乳室やだれでもトイレの整備、フロアの段差解消などバリアフリー化を行い、平成26年度のわかたけ会館改良工事においても同様の整備を行いました。平成29年度にはもくせい会館を建て替え、防災食育センターが完成し、令和元年中央図書館や市民会館、中央体育館等は、建物や設備が老朽化しており、これまで設備等の改修に併せ、部分的にバリアフリー化に努めてきました。今後の各公共施設の維持管理については、個別施設計画で示す方向性に基づき管理することになります。各施設のバリアフリー化にあたっては、その計画を考慮して対応していくことが必要です。

また、民間施設・住宅においても、新設又は改修時に「東京都福祉のまちづくり条例」に基づく指導・助言などを行いながら、バリアフリー化を促進しています。

以下、建築物の箇所ごとの一般的な課題を示します。

① 駐車場の整備

駐車場の整備は、障害のある人の社会参加を促進するうえで重要な項目です。市の建築物の各施設には障害者用駐車スペース、おもいやり駐車場の確保が必要です。

② 出入口（主要な出入口）の整備

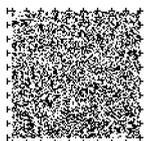
現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。

③ 出入口（その他の出入口）

出入口の有効幅は85cm必要ですが、既存施設の多くは、出入口の幅が80cmとなっています。車いすの幅が50cm前後であり、またエレベーター扉の有効幅が80cmであることを考慮すると、現実としては、改善に多額の工事費が必要なため、大規模改修を行う場合を除き、現状のまま使用せざるを得ない状況です。

④ 廊下（屋内通路）

廊下の手すりが設置されていない建物が見受けられますが、大規模改修を行う場合を除き、現状のまま使用せざるを得ない状況です。



⑤ 階段

警告用の点状ブロック(床や踊り場の平坦部分と階段の境を示す表示板)が未整備な施設があるため、整備が必要です。

⑥ エレベーター

エレベーターの設置は、建物のバリアフリー化を進めるうえで、最も必要とされる整備であり、市民からの要望が多い項目です。このため、今後も施設の状況に応じて、順次整備していく必要があります。

⑦ トイレ (だれでもトイレ)

公共施設をはじめ、多くの市民が利用する施設では、だれもが支障なく利用できるトイレの設置が必要です。このため、市では「だれでもトイレ」の設置や一般用トイレのバリアフリー化を進めていますが、現状としては、公衆便所の整備が遅れています。また、「だれでもトイレ」があるにもかかわらず、案内表示がわからない、気づかないことで、併設の一般用トイレを利用してしまいう状況も見られます。

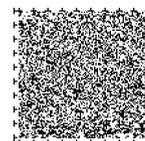
なお、これまでに設置してきた障害者用トイレには、子育て支援の観点から、幼児を連れた人が利用しやすいよう、ベビーベッド、ベビーチェアの併設を進めていく必要があります。

⑧ トイレ (一般用)

一般用のトイレのバリアフリーは、和式便器の洋式化や手すりの設置、水道栓の自動化等が主な内容で、一般家庭に洋式便器が普及していることや比較的容易に整備できることから、早期の整備が可能です。

ただし、床段差の解消や大規模な改修工事を伴う場合は、施設全体のバリアフリーに配慮した設計が必要です。

市では、平成28年度に中央体育館、平成29年度に福東テニスコート、保健センター、平成30年度に福生駅東口公衆便所、福東第一少年野球場、令和元年度に熊川駅公衆便所の和式便器の洋式化を行いました。



⑨ 観覧席・客席

市の建築物の中で観覧席・客席があるのは、屋外体育施設を除き、市民会館と中央体育館です。

市民会館は、集団補聴設備を除き、施設整備基準を満たしています。大規模な改修工事が行われる際には、集団補聴設備設置についても検討します。

また、中央体育館については、観覧席の整備を含め、施設全体のバリアフリー化が必要です。

⑩ 子育て支援環境の整備（授乳、おむつ替え等）

授乳及びおむつ替えの場所など、乳幼児をかかえる子育て世帯のための設備は、子育て支援における環境整備のひとつです。現在授乳室が整備されている施設は、市役所、保健センター、子ども応援館、児童館、市民会館、わかぎり会館、わかたけ会館、もくせい会館、扶桑会館、市営競技場など一部の施設のみです。専用スペースの確保などの問題もあるため、施設の改修等に合わせて整備することが必要です。

⑪ 体育施設の整備

現在、車いす利用者が野球、テニス、サッカー、陸上競技やインドアスポーツなどのスポーツを観戦しようとしても、観戦する場所やそこに至るまでの敷地内通路が完全には整備されていない状況が多く見られます。車いす利用者がスポーツに参加する場合やスポーツに興味がある場合、また、家族や知人が競技に参加する場合などは、出かけて観戦し、応援したいものです。

また、体育施設を利用したイベント等が催されることもあるため、高齢者や障害のある人等が支障なく施設を利用できるよう、配慮が必要です。

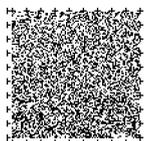
市では、令和元年度に市営競技場の人工芝生化に併せて管理棟のバリアフリー化整備を実施しました。今後も他の施設について順次整備を進めていくことが必要です。

⑫ 生涯学習施設等の整備

図書館や公民館、地域会館等の生涯学習施設は、住民に身近な地域課題についての学習や文化活動を行うために、多くの人が訪れる施設です。

市では、平成30年度に市民会館の障害者用駐車スペースの整備を行いました。令和元年度には、バリアフリー化した扶桑会館が完成しました。

すべての人が平等に参加できる社会の実現が求められる中、様々な学習の機会や場の提供、生涯学習活動に参加しやすい環境整備に努めることが必要です。



【施策の方向】

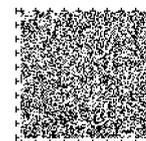
施設の利用にかかる負担を軽減し、気軽に利用できるよう、市内の建築物を整備します。

民間施設・住宅についても、「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、バリアフリー整備の適正な誘導を進めていきます。

【主要施策】

(1) 施設・設備の設置及び改修等

項目	内容	所管課等
①敷地内通路の整備	高齢者や障害のある人等が道路から建物の入口に円滑に到達できるよう、敷地内通路を整備します。	施設所管課 施設公園課
②障害者用駐車スペース等の確保	建物入口近くに障害者用駐車スペース等を確保し、車いす利用者が安全に支障なく駐車場を利用できるようにします。	施設所管課 施設公園課
③段差の解消及び手すりの設置	建物入口や通路の段差は、早急に解消します。また、廊下やトイレ、スロープ等には、左右に手すりを設置します。	施設所管課 施設公園課
④トイレの整備	施設には、車いす利用者や乳幼児を連れた人などが支障なく利用できるよう、だれでもトイレを設置します。また、利用者が分かりやすいように、だれでもトイレの表示板も設置していきます。また、既設の障害者用トイレには、ベビーチェア、ベビーベッドを併設していきます。 一般用トイレの便器のうち最低ひとつは腰掛け式(洋式)とし、男子小便器を設ける場合、最低ひとつは床置きのもの(便器の位置が通常より低い位置にあるもの)を設置します。	施設所管課 施設公園課
⑤標示・誘導の改善	高齢者や障害のある人等が道路から施設の目的の場所へ円滑に到達できるよう、だれもがわかりやすい案内表示、誘導ブロックなどの設置に努めます。 また、階段の点状ブロックについては、順次整備します。	施設所管課 施設公園課
⑥出入口(主要な出入口)の整備	現在手動式となっている施設の主要な出入口については、順次、自動ドアを設置します。 また、その他の出入口についても、大規模改修を行う場合、最低1か所に自動ドアを設置します。	施設所管課 施設公園課
⑦エレベーターの整備	エレベーターの設置については、今後の施設の改修計画に合わせ、施設の状況に応じた整備を進めます。	施設所管課 施設公園課



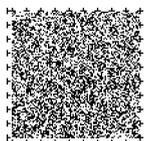
項目	内容	所管課等
⑧観覧席・客席の整備	観覧席・客席については、出入り口から容易に到達でき、観覧しやすい位置に車いす利用者のスペースを確保します。 また、今後、大規模な改修工事が行われる際には、高齢者や障害のある人等のために、集団補聴設備の設置に配慮します。	施設所管課 施設公園課
⑨子育て支援環境の整備(授乳及びおむつ替えの場所)	乳幼児を連れた人が利用する施設には、授乳及びおむつ替えの場所を設置し、子育て支援環境の整備に努めます。	施設所管課 施設公園課

(2) 公共施設のバリアフリー化の推進

項目	内容	所管課等
①体育施設のバリアフリーの推進	高齢者や障害のある人等に配慮し、だれもが体育施設を利用できるよう敷地内通路、観戦スペース、だれでもトイレ、シャワー室の整備など、バリアフリー化に努めます。	スポーツ 推進課 施設公園課
②生涯学習施設のバリアフリーの推進	生涯学習活動が「いつでも、どこでも、だれでも」取り組めるよう、学習施設のバリアフリーを図り、市が主催する事業、市民が参加する事業については、だれもが支障なく参加できるよう配慮します。	施設所管課 施設公園課
③施設のバリアフリー整備状況の把握	各施設の管理担当者が、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を参考に、常に所管施設のバリアフリー整備状況を把握します。	施設所管課
④設計業者等との協議	施設の新設、改修等の際には、設計業者または工事請負業者とユニバーサルデザインを踏まえたバリアフリー整備について、十分な協議を行います。	施設所管課 施設公園課

(3) 民間施設・住宅のバリアフリー化の推進

項目	内容	所管課等
①自立支援住宅改修給付	65歳以上で、手すり・床段差の解消などについて住宅改修が必要と認められる方について、費用の一部を助成します。	介護福祉課
②東京都福祉のまちづくり条例に基づく助言・指導	東京都が定めた「東京都福祉のまちづくり条例」に基づき、建築物などの新設・改修等をする場合に指導・助言を行います。	社会福祉課
③保育施設の整備	保育園園舎の建替え等の施設整備において、玄関、通路、保育室等のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化に努めるよう、指導・助言を行います。	子ども育成課



分野4 都市公園

【現状と課題】

公園の整備手法には、遊び場としてのおもしろさと安全性・緑地保全を目的とした整備や、子どもたちの冒険心を高める方向での整備とバリアフリー等に着目した整備など、相反する整備手法が存在しています。

また、市では、多摩川の自然の形態を利用した五つの大規模公園を設置していますが、これらの公園のうち四つについては、国から占用許可を受けて設置しているため、形状変更が容易でない場合があります。

このため、様々な制約、条件のもとでどのように公園を整備していくかを市民と共に考え、だれもが利用できるバリアフリーの都市公園を目指す必要があります。

市では、日常的な公園パトロールや公園ボランティアとの連携を強化するほか、市民のニーズを積極的に取り入れた整備、維持管理等、市民協働の公園リニューアルを行います。今後も市民の声や地元の町会等、いろいろな方からの意見に耳を傾けながら事業を推進していきます。

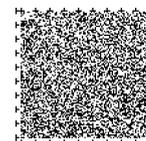
【施策の方向】

だれもが利用しやすい公園づくりを進めます。

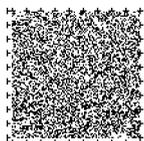
【主要施策】

(1) だれもが利用しやすい公園の整備

項目	内容	所管課等
① 出入口や園路の整備	出入口や園路については、だれもが円滑に移動できるよう、段差の解消を図るとともに、スロープ（傾斜路）や手すり、わかりやすい案内表示の整備に努めます。	施設公園課
② 遊具の整備	公園の遊具については、だれもが使えるよう、ユニバーサルデザインのものを採用し、整備に努めます。	施設公園課
③ トイレの整備	だれでもトイレを設置するなど、高齢者や障害のある人、乳幼児を連れた人の利用に支障がないトイレの整備に努めます。	環境課 施設公園課
④ 障害者用駐車スペースの確保	駐車場が確保されている公園については、障害者用駐車スペースを確保します。	施設公園課
⑤ 憩いの場の整備	公園が市民にとって快適でうるおいのある憩いの場となり、だれもが支障なく利用できるよう、施設の整備に努めます。	施設公園課



項目	内容	所管課等
⑥公園ボランティア制度の実施	公園ボランティア制度を広く市民に周知し、地域住民に清掃等の管理を依頼することにより、だれもが快適に公園を利用できるよう努めていきます。	施設公園課
⑦公園・緑地整備計画の策定	公園・緑地76か所について、バリアフリー法施行によるユニバーサルデザイン化等、バリアフリーの視点に立った整備計画を策定します。	施設公園課



分野5 学校施設

【現状と課題】

児童・生徒や教職員が病気や負傷等により、車いすを使用する状態になった場合には、階段の利用や段差がある場所での移動が困難になります。これまでも、車いす利用の児童が通常の学級に通っている例がありました。

肢体不自由児の教育については、障害の程度により機能回復訓練や指導者の専門的知識が必要であり、施設整備面も含め、通常の学級での学習には困難が伴うことから、一般的には、特別支援学校へ通学せざるを得ない状況があります。しかしながら、障害の程度には個人差もあり、就学に関する選択肢は、施設の整備状況に左右されることなく、児童・生徒本人にとって、最善の選択がなされる必要があります。このため、学校施設については、昇降設備の設置をはじめとするバリアフリー対応が不可欠です。

市では、平成22年度に第二中学校、平成23年度に第四小学校、平成25年度に第一中学校、平成26年度に第三小学校において便所改良工事に伴い、段差解消等のバリアフリー化を行い、平成29年度に第一中学校新校舎にだれでもトイレの設置、平成30年度に第六小学校において便所改良工事、令和元年度に第三小学校にエレベーター、第三、第六小学校にだれでもトイレを設置しました。

学校施設は建築から数十年経過し、老朽化が進んでおり、バリアフリーに配慮した施設となっておらず、他の改修工事と併せて、部分的にバリアフリー化に努めている状況です。また、個別施設計画に基づき管理するとともに、将来の学校配置の方向性等、課題も多いことから、状況に応じてバリアフリー化に努めることが求められます。

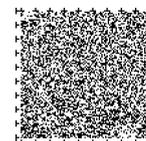
【施策の方向】

学校施設のバリアフリー化に努めます。

【主要施策】

(1) 学校施設のバリアフリー

項目	内容	所管課等
①学校施設のバリアフリー化の推進	学校施設については、「学校施設バリアフリー化推進指針（平成16年3月）」や関係省庁の施設補助事業を考慮しながら、施設のバリアフリー化に努めていきます。	教育総務課 施設公園課



|| 基本目標 2 心のバリアフリー

分野 1 学校教育と生涯学習

【現状と課題】

バリアフリー、ユニバーサルデザインという言葉は、一定程度市民に浸透してきたと思われませんが、多くの人の理解を得ているとまでは言えません。

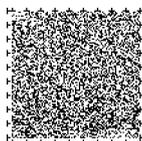
だれの心の中にも強さと弱さを持ち合わせており、人を差別する心や冷たさは心のどこかにだれもが持っているものかもしれません。現実には、すべての人がどのような状況においても困っている人を助けたり、だれに対しても平等に接することができるかとなると難しい問題です。

また、施設面でのバリアフリーにも、単なる義務感のみならず、心が必要です。心がなければ、施設の利用者にとって真に利用しやすいものにはならず、配慮に欠けた部分が残るかも知れません。そうした意味からすると、施設のバリアフリーにおいても、真のバリアフリーを推進することはできません。

このため、困っている人への思いやりややさしさ、手助けなどの心を育むことが大切です。

更には、障害のある人が積極的に参加できる社会環境が未成熟であることが問題点として挙げられます。すべての人が平等に参加できる社会の実現が求められています。市では、公民館で障害のある人の社会参加に向けた青年学級「にじのはらっぱ」を開催しているほか、地域事業への参加やスポーツ振興を図るため、水泳教室等のスポーツ教室の開催やスポーツフェアでの参加しやすい競技の実施を推進しています。

今後も、『福生市教育振興基本計画 第2次』等に基づいて、参加しやすいプログラムの提供や情報通信技術の活用を図り、様々な学習の機会や場を提供していく必要があります。また、障害のある人が地域活動に参加できるよう関係機関に働きかけ、地域住民との交流を図っていく必要があります。障害のある人等が豊かな地域生活を営むことができるよう、地域交流やスポーツ等の機会を充実するとともに、それらの活動に参加しやすい条件整備に努めます。



【施策の方向】

市民一人ひとりが、日常生活や社会生活におけるバリアへの理解を深め、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの概念を市全域で発展させることにより、互いに支え合い、共に生きることができる社会の実現を目指します。

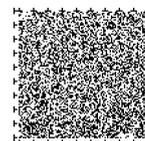
また、高齢者や障害のある人等への理解と思いやりの心が育まれるよう、教育活動を推進し、特別支援教育の推進体制を整備します。

更に、職員がバリアフリー化やユニバーサルデザインについての共通認識を持ち、全庁を挙げてバリアフリー対応を推進できるよう、意識を高めます。

【主要施策】

(1) 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

項目	内容	所管課等
①人権教育の推進	東京都教育委員会『人権教育プログラム』に基づき、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、学校の教育活動全体を通して組織的・計画的に人権教育を推進します。	教育指導課
②特別支援教育の推進体制の整備	福生市特別支援教育計画第二期第二次実施計画に基づき、組織的、計画的に特別支援教育の推進体制を整えていきます。	教育支援課
③市民への普及・啓発	市民へのバリアフリーやユニバーサルデザインの普及・啓発を図ることにより、高齢者や障害のある人等への思いやり意識を高め、ハード・ソフトの両面からバリアフリー化を推進します。	全課
④心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの普及・啓発	ア 学習講座の開催 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインを普及させるため、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ノーマライゼーション、福祉、人権など、関連する分野の学習講座の定期的な開催等に努めます。 イ ポスターの作成、掲示等及びホームページへの掲載 ポスターやホームページにより、市民へ心のバリアフリー・ユニバーサルデザインという言葉や内容をPRし、啓発に努めます。	公民館
⑤ボランティア活動の推進	高齢者や障害のある人へのボランティア活動を推進し、心のバリアフリー・ユニバーサルデザインへ通じる市民の心を育てていきます。	生涯学習推進課 公民館
⑥高齢者や障害のある人との交流の促進	保育所や幼稚園に通う幼児期のころから地域の老人クラブや高齢者施設、障害者施設、地域の団体、グループ等の高齢者や障害のある人との交流を奨励していきます。	公民館



分野2 環境整備

【現状と課題】

市の公共施設と同様に、不特定多数の人が利用する民間事業所、店舗等についても、バリアフリーの整備がなく、高齢者や障害のある人等の日常生活に支障をきたしている場合があります。

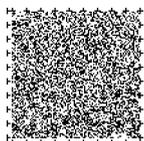
バリアフリーの推進には、高齢者や障害のある人等に対する民間事業者や行政の配慮が求められており、「バリアフリー法」、「東京都福祉のまちづくり条例」の遵守も必要です。しかしながら、バリアフリーに関しての理解や認識の差により、バリアフリーが進んでいない状況があります。

また、施設面におけるバリアフリー化をすべて実施することはその施設の周辺状況からも困難であり、市民がハンディキャップのある人たちへの思いやりを持ち、高齢者や障害のある人等が外出する際には、状況に応じて配慮や手助けをすることが必要です。

このため、バリアフリー整備については、市民へバリアフリーやユニバーサルデザインの理解を深める必要があります。すなわち、すべての人が、ひとりの人間として尊重され、社会参加の機会を平等に保障される地域社会、安全で安心して快適に住み続けることができる地域社会の実現、及びそのための環境を整備する必要があります。

【施策の方向】

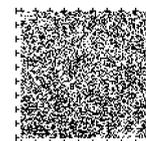
すべての人が安全で安心して暮らし、訪れることができるよう、バリアフリー化をより一層進めるとともに、利用者の視点に立って快適に利用できる環境の整備を進めていきます。



【主要施策】

(1) 心のバリアフリー・ユニバーサルデザインの実環境整備

項目	内容	所管課等
①高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実	市が実施しているイベントやスポーツ教室、レクリエーション事業、教養講座の中には、身体的な理由で市民の平等な参加が困難な事業があるため、だれもが参加できる事業の実施に努めるとともに、高齢者や障害のある人等を対象とした事業の充実を図ります。	全課
②近隣の高齢者や障害のある人等への配慮	近隣に住む高齢者や障害のある人等が困っているときには、思いやりを持ち地域全体で見守り、非常時には地域住民が協力して避難誘導できるような環境づくりに努めます。	社会福祉課 障害福祉課 介護福祉課
③身体障害者補助犬同伴者への理解の促進	「身体障害者補助犬法」(平成14年法律第49号)の施行により、官公庁等の公共機関や公共交通機関、不特定多数の人が利用する施設等においては、身体障害者補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)の同伴を拒んではならないことになっているため、市民及び民間事業者が同法の趣旨を理解し、身体障害者補助犬同伴者の社会参加促進に協力できるよう、広報等でPRしていきます。	障害福祉課
④障害のある人の支援	ア 使用料の減免、入場料の軽減 障害のある人の社会参加促進を図るため、市施設の使用料減免、スポーツ、芸術、文化事業等市が主催する事業の入場料軽減に努めます。 イ 障害者団体等への支援 障害者団体や民間団体が主催する障害のある人のためのスポーツ、芸術、文化事業等の行事を積極的に支援していきます。	施設所管課 事業担当課 障害福祉課
⑤福祉バスの運行	交通弱者である高齢者等を対象に市内の福祉施設を巡回するバスを運行します。	介護福祉課
⑥避難行動要支援者への支援	高齢者や障害のある人の中には、災害時に自力で避難できない人や、家族がいる場合でも日中は一人で過ごしている人もいるため、自主防災組織など地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、消防署や消防団、警察署、社会福祉協議会などと連携・協力し、非常時の対応を図っていきます。	防災危機管理課 福祉保健部



基本目標 3 情報のバリアフリー

分野 1 情報

【現状と課題】

バリアフリーの整備は施設の面ばかりではなく、様々な情報をだれに対しても正しく、確実に提供するために、情報提供手段に配慮が必要です。情報が必要な人に適切に行き渡るよう、手段や方法を工夫し、情報のバリアフリー化を積極的に推進していく必要があります。

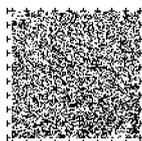
【施策の方向】

市民のだれもが、情報のバリアを感じることなく、確実に情報を入手できるような情報提供体制を整備します。

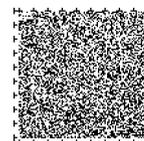
【主要施策】

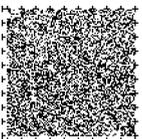
(1) 情報のバリアフリー化の推進

項目	内容	所管課等
①わかりやすい情報提供の配慮	広報その他、教育委員会や議会も含めた市の情報を提供するには、わかりやすい文章で内容を表現し、字体や大きさについても配慮を行います。また、広報ふっさ、市議会だより、福生の教育等音声による広報の充実に努めていきます。	全課
②災害情報のバリアフリー化等の推進	災害時においては、文字表示機能を活用し、聴覚障害者への情報提供に配慮し、行政と関係機関、地域住民による協力体制の確立に努めていきます。	防災危機管理課
③視覚障害者・聴覚障害者への情報サービスの充実	図書館における点字図書、録音資料や字幕付きDVDなど視覚障害者や聴覚障害者への情報サービスの充実に努めます。	図書館
④ホームページのバリアフリー化等	多くの人が容易に情報を得ることができるように画面の色の使い方等、アクセシビリティに配慮していきます。	秘書広報課
⑤福祉サービスガイドブックの作成	福祉サービスの情報等が的確かつ適切に市民に提供できるよう、福祉サービスの総合的なガイドブックを作成し、情報提供手段の充実に努めます。	障害福祉課 子ども家庭支援課
⑥バリアフリーマップの作成	すべての人が外出する際の参考となるよう、バリアフリーマップの作成について、市民や関係機関との協働により取り組みます。	社会福祉課
⑦図書館資料の宅配	身体障害等により福生市立図書館に来館することが困難な方に、図書館資料を自宅に配達し貸し出す事業を実施します。また、宅配事業に準じて図書館資料（点字図書館、市外図書館借用資料含む）の郵送サービスも実施します。	図書館



項目	内容	所管課等
⑧対面音訳の実施	視覚障害等により、墨字資料を読むことが困難な方に対し、ボランティアの協力を得て、対面音訳事業を実施します。	図書館
⑨ICT機器の活用によるコミュニケーションの充実	タブレット端末などのICT（情報通信技術）機器を活用し、円滑な意思疎通をはかります。	市民部 福祉保健部 子ども家庭部 教育部







計画の推進

|| 1 計画推進のための環境整備

職員が一丸となってバリアフリー等に取り組むことができるよう、本計画を全職員へ周知し、計画を効果的、効率的に進めるため、実施年度の設定、進捗状況の把握等、進行管理の徹底に努めます。

また、市民への計画内容の普及・啓発に努め、市民と行政の協働により、本計画を着実に推進できるよう、理解と協力を求めています。

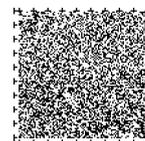
更に、不特定多数の市民が利用する事業所、店舗等の新築、改修等を行う際のバリアフリー整備についての実施、市の競争入札参加に登録している設計業者、建築業者等に対するバリアフリー・ユニバーサルデザインへの配慮について、協力を求めています。

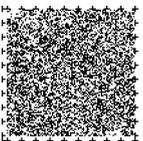
|| 2 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各部署が連携・協力し、全庁を挙げて取り組みます。

計画の進捗、達成状況は、担当部署で進捗管理と分析及び評価を行い改善していくとともに、福生市地域福祉推進委員会による進捗状況の評価を行うことで施策を推進していきます。

また、庁内で実施する自己評価と併せて市民に公表し、施策の一層の充実を図っていきます。







資料編

|| 1 用語解説

あ行

【アクセシビリティ】

年齢や障害の有無に関係なく、だれでも必要とする情報や情報に関するサービスにたどり着け、利用できることです。

【イメージハンプ】

道路で、舗装の色や材料を一部分だけ変え、凹凸があるように見せかけたものです。ドライバーに注意をうながし、自動車の速度を落とさせるために設けます。

か行

【合計特殊出生率】

その年の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

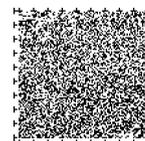
さ行

【自主防災組織】

災害時に備え、災害を未然に防止し、または被害を軽減するために、地域住民が連携・協同して自主的に設置し、地域で活動する組織です。

【身体障害者手帳】

身体に障害のある人が、各種サービスや支援を受けるのに必要な手帳です。身体障害者とは、身体障害者程度等級表に該当する障害により都道府県から障害の認定を受けて手帳を交付された人をいいます。



た行

【東京都福祉のまちづくり条例（平成7年3月16日平成7年条例第33号）】

この条例は、福祉のまちづくりに関し、東京都、事業者及び都民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的な事項を定めることにより、都、特別区及び市町村、事業者並びに都民が相互に協働して福祉のまちづくりを推進し、もって高齢者や障害者を含めたすべての人（高齢者、障害者、子ども、外国人、妊産婦、傷病者その他の年齢、個人の能力、生活状況等の異なるすべての人をいう。）が安全で、安心して、かつ、快適に暮らし、又は訪れることができる社会の実現を図ることを目的としています。

な行

【ノーマライゼーション】

ノーマライゼーションとは、「障害のある人を特別視することなく、社会の中で普通に生活できる条件を整えるべきであり、そうした社会をつくり上げていくべきである。」という考え方です。また、「障害の有無にかかわらず、すべての人が地域社会の中できく普通に生活できること。」という意味でも使われています。

本計画では、「すべての人が社会の中できく普通に生活できる権利があり、そうした社会を実現すべきである。」といった意味でこの言葉を使っています。

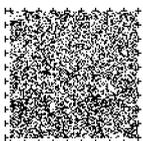
【ノンステップバス】

バスの床を低くして乗降口の段差を無くし（ノンステップ）、車椅子等でも利用しやすくしたバスのことをいいます。

は行

【バリアフリー法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年6月21日法律第91号）」

この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としています。



【バリアフリー法に基づく基本構想】

バリアフリー法第25条（移動等円滑化基本構想）において、市町村は、旅客施設の周辺地区など、高齢者や障害のある人等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について基本構想を作成することができるとされています。

【避難行動要支援者】

災害等により避難が必要となった場合に、自力での避難が困難で、避難にあたって特に支援を要する人をいいます。

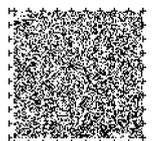
ま行

【マウントアップ歩道】

歩道部分が車道部分より高い歩道で、自動車等が宅地へ円滑に入れるよう歩道に傾斜を設けているため、歩道の幅員が狭い場合は平坦な部分を確保できず、車いす利用者等にとって通行に支障がある歩道です。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員（非常勤）であり、ボランティアとして地域住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助等を行っています。また、民生委員は児童委員も兼ねることとされており、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等も行っています。



|| 2 福生市地域福祉推進委員会条例

平成16年3月30日条例第13号

改正

平成21年12月21日条例第31号

福生市地域福祉推進委員会条例

(設置)

第1条 市民の福祉向上を図るとともに、すべての市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる活動への参加機会が得られるよう、地域福祉を推進するため、福生市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市民の福祉向上と地域福祉の着実な推進を図るため、高齢者福祉、介護福祉、障害者福祉、児童福祉その他地域福祉推進に必要な事項について調査、審議し、その結果を市長に報告する。

(組織)

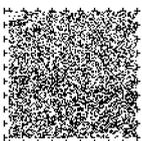
第3条 委員会の委員は、22人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者に対し、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 福祉保健関係機関の代表 10人以内
- (3) 医療関係機関の代表 4人以内
- (4) ボランティア団体の代表 2人以内
- (5) 公募による市民の代表 4人以内
- (6) 社会福祉法人福生市社会福祉協議会の代表 1人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。



(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

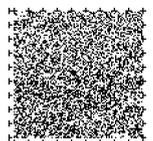
(会議招集の特例)

- 2 この条例施行後、最初の会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集し、かつ、会議の議長となる。

附 則 (平成21年12月21日条例第31号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。



3 福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議設置要綱

平成17年2月15日決定

改正

平成19年4月1日要綱第28号

平成22年4月1日要綱第7号

平成26年7月1日要綱第24号

平成27年4月1日要綱第29号

平成29年4月1日要綱第21号

福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議設置要綱

(設置)

第1条 福生市地域福祉計画及びバリアフリー推進計画を効果的に推進するとともに、その推進状況の管理及び把握を行うため、福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 福生市地域福祉計画に関すること。
- (2) 福生市バリアフリー推進計画に関すること。
- (3) その他福祉に関すること。

(組織)

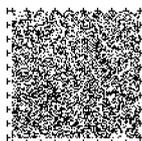
第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 座長は、福祉保健部長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(座長の職務等)

第4条 座長は、会議を代表し、会議を総括する。

- 2 座長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代理する。



(招集)

第5条 会議は、座長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させて説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 会議に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 部会長は、社会福祉課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会員は、会議が指定した者をもって充てる。
- 5 部会は、会議から付託された事項を審議する。
- 6 部会は、部会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

(庶務)

第7条 会議及び部会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年2月15日から施行する。

附 則（平成19年4月1日要綱第28号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日要綱第7号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年7月1日要綱第24号抄）

(施行期日)

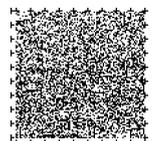
- 1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日要綱第29号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

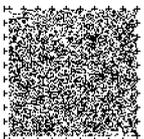
附 則（平成29年4月1日要綱第21号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。



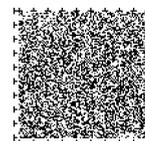
別表（第3条関係）

企画調整課長 総務課長 社会福祉課長 障害福祉課長 介護福祉課長 子ども育成課長 子ども家庭支援課長 健康課長 まちづくり計画課長 道路下水道課長 施設公園課長 教育総務課長 生涯学習推進課長



4 計画策定までの経過

年月日	事項	内容
令和2年7月8日	令和2年度第1回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第3期福生市バリアフリー推進計画（令和元年度）進捗状況について
令和2年7月29日	第2回福生市地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第3期福生市バリアフリー推進計画の令和元年度進捗状況について ・福生市バリアフリー推進計画 次期計画に向けた課題のまとめ
令和2年8月27日	第1回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議作業部会	・第4期福生市バリアフリー推進計画の進捗状況について
令和2年9月30日	第3回福生市地域福祉推進委員会	・第4期福生市バリアフリー推進計画 目次構成案ほかについて
令和2年10月8日	第2回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議作業部会	・第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）について
令和2年10月30日	第2回福生市地域福祉・バリアフリー事業推進会議	・第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）について
令和2年11月11日	第5回地域福祉推進委員会	・第4期福生市バリアフリー推進計画（素案）について
令和3年1月5日 ～1月19日	計画案への市民意見の募集（パブリックコメント）	
令和3年1月26日	第6回地域福祉推進委員会（書面開催）	書面開催（資料配布） ・第4期福生市バリアフリー推進計画（案）について



第4期福生市バリアフリー推進計画

令和3年3月

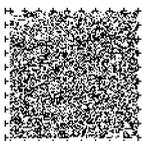
発行 福生市

編集 福生市福祉保健部社会福祉課

〒197-8501 東京都福生市本町5番地

TEL 042-551-1511(代表)

FAX 042-552-5150



用紙は再生紙を使用しています。



